

別冊 1

実績レポート

三重県新地震・津波対策行動計画

三重県新風水害対策行動計画

2018 6.20



1 三重県新地震・津波対策行動計画の取組結果

「三重県新地震・津波対策行動計画」は、概ね 100 年から 150 年周期で繰り返される南海トラフを震源域とする大規模地震や、活断層を震源とする内陸直下型地震の脅威にさらされている三重県が、平成 23 年の東日本大震災で得られた教訓をもとに、これから地震・津波対策の方向性と道筋を示した計画として、平成 26 年 3 月に公表しました。

「三重県新地震・津波対策行動計画」では、計画期間を平成 25 年度から平成 29 年度までの 5 年間とし、地震・津波対策として必要となる具体的な行動の取組内容を 23 の施策、192 の「行動項目」として掲げ、それぞれの行動項目に計画期間中に達成すべき目標を設定して、進捗管理を図ってきました。

また、計画期間中に特に注力すべき取組課題を 7 つの基本方針に基づく 10 の「選択・集中テーマ」として整理し、テーマ実現に寄与する 53 の行動項目を「重点行動項目」として選択し、集中的に取組を進めてきました。

その結果、計画の施策別進展度は次ページのとおりとなりました。

三重県新地震・津波対策行動計画

施策番号	施策項目	進展度	目標値への進捗度
1	県民の防災行動の促進	B	89.8%
2	防災人材の育成・活用	B	88.1%
3	防災教育の推進	B	95.3%
4	災害時要援護者への支援（予防対策）	C	72.6%
5	地震・津波に強いまちづくりの推進	B	95.6%
6	重要施設の耐震化	B	85.2%
7	安全な避難空間の確保	B	97.7%
8	企業防災活動の推進	A	100.0%
9	産業保安の確保	A	100.0%
10	災害対策本部の機能強化	B	98.7%
11	災害時の情報収集・伝達体制の強化	A	100.0%
12	緊急輸送の確保と孤立の解消	B	96.7%
13	広域応援・受援体制の整備	B	95.7%
14	医療救護体制の充実	B	95.5%
15	市町防災力の向上に向けた支援	A	100.0%
16	災害時要援護者への支援（応急対策）	B	95.3%
17	男女共同参画の視点に立った災害対応・支援体制の確保	A	100.0%
18	避難対策・帰宅支援対策の強化	B	99.8%
19	避難生活の支援体制の充実	C	73.5%
20	ライフライン・生活環境の復旧対策の推進	B	88.5%
21	ボランティア活動支援体制の充実	*(C)	*(70.0%)
22	被災者の生活再建支援	A	100.0%
23	地域コミュニティの維持・継続に配慮した復興に向けての準備	B	93.3%
全体		B	92.7%

※進展度について 目標値への進捗度が 100% = A、85%以上 100 未満 = B、
70%以上 85%未満 = C、70%以下 = D

* 施策番号 21 については再掲指標で進展度を測っているため（ ）で示している。

2 三重県新風水害対策行動計画の取組結果

「三重県新風水害対策行動計画」は、紀伊半島大水害をはじめとして年々激しさを増す風水害に対し、「自助」や「共助」、「公助」の力を結集して災害に強い三重づくりを進めることを打ち出し、対策を進めるため、これからの風水害対策の方向性と道筋を示した計画として、平成27年3月に公表しました。

「三重県新風水害対策行動計画」では、計画期間を平成27年度から平成29年度までの3年間とし、風水害対策として必要となる具体的な行動の取組内容を21の施策、151の「行動項目」として掲げ、それぞれの行動項目に計画期間中に達成すべき目標を設定して、進捗管理を図ってきました。

また、計画期間中に特に注力すべき取組課題を7つの「重点的取組」として整理し、これら取組の実現に寄与する40の行動項目を「重点行動項目」として選択し、集中的に取組を進めてきました。

その結果、計画の施策別進展度は次ページのとおりとなりました。

三重県新風水害対策行動計画

施策番号	施策項目	進展度	目標値への進捗度
1	県民の防災行動の促進	C	83.8%
2	防災人材の育成・活用	C	84.5%
3	防災教育の推進	B	98.4%
4	災害時要援護者への支援（予防対策）	D	49.4%
5	風水害に強いまちづくりの推進（水害・高潮対策）	B	88.6%
6	風水害に強いまちづくりの推進（土砂災害対策）	A	100.0%
7	企業防災活動の推進	A	100.0%
8	発災に備えた直前対策の強化	A	100.0%
9	災害対策本部の機能強化	A	100.0%
10	災害情報の収集・伝達体制の強化	A	100.0%
11	孤立の解消に向けた対策の推進	B	91.2%
12	広域応援・受援体制の整備	B	93.9%
13	医療救護体制の充実	B	94.7%
14	市町防災力の向上に向けた支援	C	80.0%
15	災害時要援護者への支援（応急対策）	A	100.0%
16	男女共同参画の視点に立った災害対応・支援体制の確保	A	100.0%
17	帰宅支援対策の強化	A	100.0%
18	避難生活の支援体制の充実	D	68.8%
19	ライフライン・生活環境の復旧対策の推進	A	100.0%
20	ボランティア活動支援体制の充実	*(D)	*(62.9%)
21	被災者の生活再建支援	A	100.0%
全体		B	91.5%

*進展度について 目標値への進捗度が 100% = A、85%以上100未満 = B、70%以上85%未満 = C、70%以下 = D

* 施策番号 20 については再掲指標で進展度を測っているため()で示している。

3 両行動計画の取組結果と検証

「三重県新地震・津波対策行動計画」および「三重県新風水害対策行動計画」の主な取組結果と検証は以下のとおりです。

(1) 県民の防災行動の促進

① 住宅の耐震化

- ・ 「県内の耐震基準を満たした住宅の割合」は、H24 80.7%→H29 83.6%とやや増加しているものの、平成29年度目標の92.0%は達成できませんでした。
- ・ 戸別訪問や相談会等により、耐震診断の受診や、耐震改修の実施など地震対策についての周知を行い、耐震診断を受診する旧耐震基準の住宅は増加しているものの、その後の耐震改修にはつながっていないことが明らかになっています。

② 家庭における耐震対策

- ・ 「家具固定、転倒防止対策」については、パンフレット等による啓発のほか、高齢者や障がい者世帯に対して家具固定経費の補助制度を設けている市町に対し、県からも補助金を交付して支援を行っていますが、「家具を大部分固定している」、「一部固定している」を合わせた県民の割合は、H24 51.8%→H29 52.5%となっており、県民の家具固定の対策が進んでいません。
- ・ 「ガラス飛散防止対策」や「ブロック塀の耐震対策」についても、啓発活動を行っているものの、取組が進んでいません。

③ 県民に対する防災啓発

- ・ 「防災シンポジウム」を県内各地域で毎年度開催し、平成29年度は1,297人が参加しました。
- ・ 地域等からの要請に基づき「出前トーク」等の防災講話を実施しており、平成25年度から29年度までの累計では、674回に達します。
- ・ 「昭和東南海地震」や「紀伊半島大水害」など、過去に県内で起こった災害をわかりやすく伝え、後世に伝承していくため、みえ防災・減災センターにより、「みえ防災・減災アーカイブ」を構築しました。

- しかし、「東日本大震災以降、危機意識が薄れつつある県民の割合」は、平成 24 年度は 41.9% であったものの、平成 27 年度には 56.6% まで増加しており、時間の経過とともに、県民の防災意識が低下していることが顕著となっています。
- 風水害による危険性の認知度としては、居住する地域において「川の氾濫による浸水の危険性があることを知っている」県民の割合は、H26 37.3% → H29 28.3%、「地域の風水害の危険性についてあまり知らない」は H26 13.8% → H29 21.4% となっており、地域で起こり得る風水害リスク等について、県民の理解度が低下していることが示されました。

(2) 防災人材の育成・活用

① みえ防災・減災センターによる防災人材の育成・活用

- みえ防災・減災センターで防災人材の育成を進めており、「みえ防災人材バンク」に登録された防災人材は 235 名（平成 30 年 3 月 31 日現在）となっています。
- 女性視点での活動が活発となるよう、女性防災コーディネーターの養成や女性を中心とした専門職防災研修など、女性防災人材の育成を進め、女性防災人材の人数は H24 53 人 → H29 360 人となり、平成 29 年度末の目標値である 350 人を超える。
- 育成した防災人材が地域等の防災活動を支援した回数は、平成 29 年度で一人当たり 1.15 回／年にとどまっており、防災人材の育成は進んでいるものの、その活用が進んでいません。

② 自主防災組織の活動

- 自主防災組織のリーダー研修を地域別に開催し、自主防災組織活動の活性化を図るための人材育成を行っており、約 9 割（平成 28 年 3 月 31 日現在）の団体で 1 年に 1 回以上の訓練が行われています。
- 住民主体で避難所運営を行うための避難所運営マニュアルを作成している団体の割合は、18.4%（同）にとどまっています。
- 地域の避難行動要支援者に関する情報を把握している団体は 60.6%（同）にのぼりますが、避難行動要支援者に対する避難支援方法を決めている団体は 25.5%（同）にとどまっています。

③ 「地域の組織力」を発揮するための人材育成・活用

- ・ 地域防災力の強化のため、消防団と自主防災組織の充実・強化を図ることを目的に、二つの組織が一つのまとまりをもって災害対応にあたり活動できることをめざし、「ちから・いのち・きずなプロジェクト」による「人づくり」の取組を進めてきました。
- ・ 自主防災組織の指導的役割を果たす防災分野のアドバイザーとして養成した消防団員の人数は、平成27年度から29年度の3年間の累計で121名に達し、平成29年度目標の90人を達成しました。
- ・ 消防団と自主防災組織の連携強化を図るための実務研修を毎年1回開催するとともに、これまでに県内5地域で、両組織が連携した実務的なモデル事業を実施してきました。
- ・ 地域防災力の中核を担う消防団の充実・強化にも努めていますが、消防団の条例定数の充足率は、H26 95.1%→H29 94.2%と下降しています。

(3) 災害時に配慮をする人々の対策

① 避難行動要支援者対策の促進

- ・ 災害対策基本法に基づく「避難行動要支援者名簿」の作成については、平成29年度中にすべての市町で作成されました。
- ・ 一方で、県内市町では、名簿をもとにした避難行動要支援者の個別支援計画が策定できており、避難行動要支援者の避難支援体制の整備が遅れています。

② 避難者の多様性に配慮した避難所運営

- ・ 「三重県避難所運営マニュアル策定指針」を策定し、これをもとに各地域で避難所ごとの運営マニュアルを作成することにより、女性や外国人など多様な避難者に配慮した、住民主体による避難所運営を行う体制の整備を進めています。
- ・ 熊本地震で明らかになった課題である「避難所外避難者」対策についても、県の対応方針をまとめ、平成28年度に「三重県避難所運営マニュアル策定指針」へ反映しました。
- ・ ペットの同行避難については、飼い主責任による同行避難を啓発するための「ペットの防災対策に関するガイドライン」の策定には至らなかったものの、ペット対策に関する広域支援・受援体制整備に係るモデル図上訓練を実施し課題を抽出し、三重県動物愛護推進センター（あすまいる）を拠点とした災害時の危機管理体制の整備を進めました。

- ・避難所ごとの運営マニュアルの作成に取り組む市町数は、平成29年度末時点で18市町にとどまり、目標とする29市町は達成できない見込みです。

③ 観光客支援対策

- ・主要な観光地における観光事業者等関係者が、主体的に観光地の防災対策に取り組むことができるよう、観光地における防災課題の検討の場を設け対策の検討を行いました。
- ・この結果、市町や観光事業者等が中心となって、「災害時に帰宅困難となつた観光客の宿泊施設での受入対策」や「民宿街における津波避難マップの作成」など、これまでに8つのテーマによる課題の検討が行われました。
- ・観光事業者・観光関係団体の職員を対象とした意識の啓発や知識の習得などの人材育成事業を、県内各地区で年5回以上開催しています。また、伊勢志摩や東紀州地域の観光地を中心に、観光客への対応を想定した訓練を年1回以上実施しました。

(4) 防災教育の推進

① 学校における防災教育の取組

- ・災害時における児童生徒の安全を確保するため、防災教育を推進してきました。
- ・「防災ノートの活用」、「学校防災リーダーの養成」、「学校における防災の手引きの活用」、「新任者・5年・10年、新任管理職研修の実施」は、平成28年度末時点で、目標とする100%を達成しています。
- ・地域住民と合同の避難訓練の実施など、学校と地域が連携した取組については、平成29年度末時点で92.1%の公立学校で取り組まれていますが、目標とする100%には届きませんでした。
- ・学校で受けた防災教育をもとに、家庭で防災対策について話し合ったことがある県民の割合は、平成29年度時点で16.0%となっています。

(5) 重要施設の耐震化

① 防災拠点となる公共施設等の耐震対策

- ・消防庁調査による平成29年3月31日現在の本県の「防災拠点となる公共施設の耐震化率」は96.5%で、全国第6位となりました。

② 学校の耐震化

- ・公立小中学校および県立学校における耐震化率は、100%になりました。

- ・公立小中学校の非構造部材耐震対策実施率（屋内運動場等における吊り天井等の耐震対策実施率）は目標を上回り 90.6%（未完了 13 棟）（平成 30 年 4 月 1 日時点）となりました。
- ・県立学校の非構造部材の耐震対策実施率は、平成 29 年度末で 52.3%（未完了 63 棟）となりました。
- ・県立学校の非構造部材の耐震対策については、学校内の備品等の固定対策は全体的に進んでいるものの、吊天井等については順次対策を進め、平成 31 年度までに対策を完了することとして計画を見直しました。
- ・私立学校に施設の耐震化を働きかけた結果、耐震化率は H24 90.1%→H29 97.6%となりましたが、目標の 100%には達しませんでした。

③ 社会福祉施設の耐震化

- ・障がい福祉サービス施設および高齢者関係施設（特別養護老人ホーム等）の耐震化率は、100%になりました。
- ・児童福祉施設の耐震化については、平成 29 年度末の耐震化率が 96.6%となり、目標の 92.0%を上回りました。

（6）災害に強いまちづくりの推進

① 海岸・河川堤防における地震・津波対策

- ・海岸堤防等の海岸保全施設について、脆弱箇所の補強対策を実施し、必要箇所 200 箇所すべての対策を完了しました。
- ・農地・漁港海岸保全施設等の整備は、計画期間中に、農地・漁港海岸保全施設等整備延長を 3,765m まで進め、漁港海岸 4 地区で事業が完了し、大規模地震発生時の津波からの被害軽減が図れるようになりました。しかし、用地買収および堤防改修に付帯するゲート改修に期間を要したため事業進捗の低い地区もあり、目標を達成できませんでした。
- ・県が管理する河川堤防のうち津波浸水予測区域内の堤防について、緊急点検により対策が必要とされた脆弱箇所 183 箇所について、重点的に対策を実施した結果、目標とする箇所全ての堤防補強対策が完了しました。

② 港湾施設等の防災・減災対策

- ・港湾施設については、計画期間中に老朽化対策を 2 港湾、耐震対策を 1 港湾の計 3 港湾において着手し、目標を達成しました。

- ・離島および交通脆弱地にある漁港について、緊急時における物資輸送拠点とするため、耐震強化岸壁の整備を進め、4漁港では施設の整備が完了し、また、粘り強い構造の有る施設に着手した3漁港では計画期間内に整備が完了する見込みです。
- ・県が管理する河川の水門・排水機場のうち、緊急性の高い7施設については耐震補強が完了し、大規模地震における施設の機能が確保されましたが、10施設としていた目標を達成することはできませんでした。
- ・津波による被害を軽減するため、陸閘の開閉操作の動力化を行い、必要箇所全122箇所の陸閘を動力化し、目標を達成しました。

③ 洪水防止対策の推進

- ・洪水による浸水被害を軽減するため計画的に河川整備を実施し、平成29年度末の河川整備延長は467.3kmとなり、平成29年度目標の467.3kmを達成しました。
- ・平成27年度から29年度にかけて、約30万m³の河川堆積土砂の撤去を行い、洪水被害の防止・軽減に努めました。また、砂利採取制度を活用して、堆積土砂の全体量の減少に取り組みました。

④ 海岸保全対策の推進

- ・高潮・高波による被害を軽減するため、防護機能の向上が必要な海岸保全施設について、堤防の嵩上げ等の改良、人工リーフの設置等の対策を図りました。また、老朽化により機能が低下した施設について、防護機能の回復を図りました。
- ・県土整備部所管海岸堤防等では、平成29年度までに目標とする142.9kmの整備が完了しました。
- ・農地・漁港海岸保全施設等では、整備延長を3,765mまで進め、漁港海岸4地区で事業が完了し、高潮・高波からの被害軽減が図れるようになりましたが、平成29年度の整備目標である4,604mを達成することはできませんでした。

⑤ 土砂災害対策の推進

- ・土砂災害による被害を防止するため、砂防えん堤等の土砂災害防止施設の整備を計画どおり進め、土砂災害保全戸数はH26 18,150戸→H29 18,494戸と増加しました。

- ・ 山腹崩壊や土砂流出等の山地災害を防止するため、治山ダムや土留工の整備による山地災害危険地対策に着手した山地災害危険地区数は、平成 29 年度末時点で累計 2,142 箇所となり、計画目標を達成しました。
- ・ 「みえ森と緑の県民税」を活用した県事業により、災害緩衝機能を発揮する森林づくりや治山施設等に異常に堆積した土砂や流木の除去等に取り組み、平成 29 年度末時点での対策実施箇所数は累計 131 箇所と、計画目標を達成しました。

(7) 避難対策の促進

① 津波避難場所、避難路の整備

- ・ 国の交付金の活用促進や県補助金による支援等により、平成 29 年度末までに、9 市町において 27 基の津波避難タワー等が整備されるなど、津波避難施設の整備が進み、民間建築物等の「津波避難ビル」への指定も進められています。
- ・ 沿岸 19 市町すべてで災害対策基本法に基づく津波避難にかかる「指定緊急避難場所」の指定が完了しており、津波避難困難地域の解消が進みました。
- ・ 南海トラフ地震対策特別措置法に基づく南海トラフ地震津波対策特別強化地域から外れた県北部の海拔ゼロメートル地帯の市町については、県単補助金により国の嵩上げ措置と同等程度の財政支援制度を新設し、津波避難施設等の整備促進を図りました。
- ・ 国や県の財政支援措置等を活用し、津波からの避難路整備も進められています。

② 津波避難計画の策定

- ・ 消防庁の調査結果によると、平成 28 年 12 月 1 日現在の県内沿岸市町における市町津波避難計画の策定率は、100%となっています。
- ・ 県が進めている、住民一人ひとりが作成する「Myまっふラン」を活用した地域全体の津波避難計画作成に取り組む地域は、平成 29 年度末時点で 9 市町 52 地区となっており、深刻な浸水被害が予測される熊野灘沿岸地域に比べ、伊勢湾沿岸市町における取組の広がりが見られません。
- ・ 津波避難計画に基づき、各地域で津波避難訓練も行われており、一部では、津波避難の夜間訓練が行われるなど熱心に取り組む地域が見られる一方、ほとんど訓練等が行われていない地域もあり、取組の度合いに差が見られます。

③ 洪水時の避難対策の促進

- ・「三重県河川整備戦略」で「ソフト対策河川」と位置づける 101 の県管理河川について浸水想定区域図の作成を進め、平成 29 年度末で 71 河川の浸水想定区域図を作成しました。
- ・公表された洪水浸水想定区域図をもとに、市町が住民向けに提供する洪水ハザードマップの作成を促進するために県補助金による財政支援を行った結果、洪水や土砂災害の危険箇所等を記載したハザードマップの公表を行った市町数は、平成 29 年度末において 25 市町となり、平成 29 年度目標の 14 市町を大きく上回りました。
- ・一方で、近年、集中豪雨等による水害が頻発し甚大な被害が発生する事例が増えていることから、平成 27 年度に水防法が改正され、水位周知河川について、想定し得る最大規模の降雨を前提とした洪水浸水想定区域図を公表することが新たに義務付けられたため、水位周知河川の浸水想定区域図については、新想定により作成を進める必要が生じており、14 河川において水位周知河川の浸水想定区域図が公表されています。

④ 土砂災害時の避難対策の促進

- ・平成 26 年の土砂災害防止法の改正により、土砂災害のおそれのある区域についての危険の周知や警戒避難体制の整備のため、土砂災害警戒区域等の指定に必要となる基礎調査の結果の公表等が都道府県に義務付けられたことを受け、県内における土砂災害危険箇所等の基礎調査を進めた結果、基礎調査完了率は H26 44.0%→H29 89.9% となり計画目標を達成しました。
- ・基礎調査の結果をふまえた土砂災害警戒区域等の指定の進展とあわせ、これをもとに市町が住民向けに提供する土砂災害ハザードマップの作成を促進するために県補助金による財政支援を行った結果、洪水や土砂災害の危険箇所等を記載したハザードマップの公表を行った市町数は、25 市町となり、平成 29 年度目標の 14 市町を大きく上回りました。

⑤ 広域避難体制の検討

- ・県北部の海拔ゼロメートル地帯を有する桑員地域では、風水害による長期の湛水、多数の避難者が生じることが想定されることから、市町境を越えての広域避難体制のあり方が検討されており、平成 28 年度に沿岸部の避難元市町と内陸部の避難先市町との間で、「浸水時における広域避難に関する協定」が締結されました。

- ・避難元市町内の各地域と、避難先市町の受入避難所とのマッチングが完了し、現在、受入避難所までの移動方法や広域避難実施の判断のタイミングなど、より具体的な広域避難のあり方についての検討が進められています。

(8) 災害対策本部の機能強化

① 災害対策本部機能・体制の強化

- ・平成25年度の地域防災計画改正等を受け、災害対策本部運営にかかる要領等の見直しを行いました。
- ・自衛隊等の防災関係機関と定期的に意見交換をする場を設定し、連携強化を図りました。
- ・図上訓練、実動訓練を実施し、災害対策本部の運営体制や災害時の防災関係機関との連携体制等について検証を行い、隨時、要領等の見直しを行い、大規模地震発生後の初動期における災害対策本部機能・体制の強化を図りました。
- ・平成27年度に三重県業務継続計画（三重県BCP）を作成し、大規模災害発生時の非常時優先業務とその実施体制等について整理しました。

② 災害対策活動におけるＩＣＴ等の活用

- ・時系列管理票やGISを活用して災害対策本部の活動支援が行える機能を持った防災情報システム、地図上に避難に関する情報や被害情報等を表示して現在の状況が視覚的にわかる機能を持った防災みえ.jpホームページおよびツイッターによる気象情報の提供も行えるメール等配信システムからなる「三重県防災情報プラットフォーム」の運用を平成29年度から開始し、災害対策本部における災害情報の収集機能や、県民への情報提供機能の強化を図りました。
- ・大規模災害時にいち早く情報を伝える手段として、市町に対して緊急速報メールの導入促進を図り、平成27年度にすべての市町で導入が完了しました。
- ・災害対策本部設置時、「レアラート（公共情報コモンズ）」に情報を発信することにより、報道機関等を通じて、県民に避難に関する情報等を迅速・確実に提供する体制を整備しました。
- ・東日本大震災では被災状況や安否確認等の情報のやり取りにSNSが活用されたことから、災害時における情報インフラの一つとしての活用のあり方について検討を行い、平成29年6月からツイッターによる防災情報の提供を開始しました。

- ・ 熊本地震の課題をふまえ、国では、国・地方公共団体・企業・関係機関等が災害時における取り扱い可能な情報の種別を把握し、情報の共有・活用を図るためのルール等を議論する「災害情報ハブ」の仕組みの検討が始まったことから、本県でもその議論の動向を注視しています。
- ・ 伊勢志摩サミットを契機として、熊野灘沖の南海トラフ地震震源域周辺に設置されている地震・津波観測監視システム「D O N E T」を活用した津波予測・伝達システムを伊勢志摩地域に先行して導入し、平成 28 年 5 月から運用を開始しました。
- ・ 県防災ヘリコプター「みえ」の更新とあわせて、ヘリコプターテレビシステムを整備し、被災地の状況を上空から迅速に把握する体制を整えました。

③ 三重県版タイムラインの策定

- ・ 発災前から予測できる風水害である台風に対し、県における災害対応について、発災前から発災後の対応まで「いつ、誰が、何をするか」を時系列で整理した「三重県版タイムライン」を、平成 29 年度に策定しました。

(9) 緊急輸送の確保と孤立の解消

① 緊急輸送道路等の確保対策

- ・ 緊急時の救助・救援、災害時の復旧・復興を担う高規格幹線道路の整備促進、早期供用に向けた取組を進め、紀勢自動車道、熊野尾鷲道路などの東紀州地域における整備が進みました。
- ・ 新名神高速道路の四日市 J C T ~ 新四日市 J C T 間、東海環状自動車道の新四日市 J C T から東員 I C 間が開通し、北勢地域内陸部におけるアクセス改善が図られました。
- ・ ミッシングリンクとなっている高速道路等の未事業化区間の早期事業化については、平成 24 年度に「熊野尾鷲道路（Ⅱ期）」、平成 25 年度に「新宮紀宝道路」、平成 26 年度に「熊野道路」が新規事業化されました。
- ・ 緊急輸送道路に指定されている県管理道路について、重点的かつ効率的に整備を進めた結果、第 1 次および第 2 次緊急輸送道路に指定されている県管理道路 91 路線のうち、86 路線が改良済となり、目標を達成することができました。
- ・ 迅速な道路啓開を展開するため、熊野灘沿岸の県建設事務所管内で資材を備蓄する道路啓開基地の整備を行うとともに、代替路の確保が困難な箇所が津波に対して粘り強い構造となるように道路構造を強化したことにより、道路啓開基地の整備について累計 14 箇所が完成、また、道路構造の強化についても累計 21 箇所が完成し、目標を達成しました。

② ヘリコプターによる緊急輸送機能の確保

- ・ 県防災ヘリコプター「みえ」を更新し、平成 29 年 9 月から運用を始めました。これにより、防災ヘリコプターの速度や航続距離等が向上し、災害時の被災者救助、孤立地域への物資搬送などで、より長時間の活動が可能になりました。
- ・ 東紀州（紀南）広域防災拠点に航空燃料備蓄貯蔵所を建設し、災害応急対策初動期に必要な航空燃料の確保を図りました。

(10) 広域受援体制の整備

① 広域防災拠点の整備

- ・ 「三重県広域防災拠点施設等基本構想〔改訂版〕」に基づき、県の広域防災拠点の整備を進め、平成 29 年度に広域防災拠点（北勢拠点）が完成しました。
- ・ これにより北勢、中勢、伊賀、伊勢志摩、東紀州（紀北）、東紀州（紀南）における広域防災拠点が完成し、県内すべての地域での広域防災拠点整備が完了しました。

② 「三重県広域受援計画」の策定

- ・ 平成 29 年度に、緊急輸送ルート、救助・救急、消火活動、医療・保健活動、介護職員等の受入れ、物資調達、燃料供給、電力・ガスの臨時供給、ボランティアおよび自治体応援職員の受入れにかかる受援活動を整理した「三重県広域受援計画」を策定しました。

(11) 災害医療機能の強化

① 災害拠点病院等の耐震化促進

- ・ 災害拠点病院等の耐震化について、耐震化工事を実施する病院に対し補助金を交付し取組を促進した結果、災害拠点病院と災害医療支援病院の耐震化については、すべての病院の耐震化が図られました。
- ・ 災害拠点病院の B C P 策定状況については、15 の災害拠点病院のうち、6 病院が策定済みとなっています。
- ・ 二次救急医療機関における耐震化が進まず、平成 29 年度末の全体の耐震化率は 82.9% にとどまり、目標に届きませんでした。

② 災害時の医療を迅速かつ円滑に提供できる体制の整備

- ・ D M A T、医療救護班の派遣や受入、調整等について県に対する助言・支援の役割を担う災害医療コーディネーターが参加する県災害対策本部医療本部の訓練を、年に3～4回程度実施しました。また、国が主催する災害医療にかかる研修に対して、毎年度3名の災害医療コーディネーターを派遣することにより、県内の災害医療コーディネーターの資質向上を図りました。
- ・ 各地域において、災害医療コーディネーター、医師会、歯科医師会、薬剤師会、災害拠点病院等の医療関係者、警察、消防、保健所、市町等を構成員とする地域災害医療対策会議を立ち上げ、年1～3回程度の会議を開催し、地域の災害医療体制の整備について検討を行いました。
- ・ 広域医療搬送の拠点として、代替場所を含めた S C U の設置場所を定め、S C U の設置や関係機関との連携にかかる訓練を年2回実施しています。
- ・ 災害時精神医療体制の強化を図るため、D P A T 運営委員会を開催しました。また、三重県D P A T 研修を開催し、三重県内の精神科病院のD P A T の連携を図る目的の演習・訓練を実施しました。
- ・ 国が主催する研修・会議にD P A T 統括等を派遣することによりD P A T の質の向上を図りました。

(12) 企業防災活動の推進

① みえ企業等防災ネットワークを通じた企業防災力の向上

- ・ 「みえ企業等防災ネットワーク」の参加企業が防災に関する知識の習得や会員相互の交流が円滑に進むよう、みえ防災・減災センターが事務局となり、県内企業等の防災力向上の取組を進めています。
- ・ みえ企業等防災ネットワーク参加企業数はH24 200社→H29 259社に増加し、平成29年度末の目標とする250社を上回りました。

② 事業所等における業務継続計画（B C P）策定の促進

- ・ 「みえ企業等防災ネットワーク」の活動の中で、研修会等においてB C P の策定促進に向けた先進的な取組事例の共有を図るとともに、B C P 普及分科会を開催するなどにより、B C P 策定希望企業に対する支援を行っています。
- ・ 事業所等へのB C Pに関する説明会等回数は、平成25年度から平成29年度末までで138回となり、平成29年度末の目標値である累計75回を大きく上回りました。

③ 企業防災担当者の人材育成

- ・ 県内に立地する企業が自らの防災力を高め、また、地域の防災力向上に寄与することを目的に、「みえ企業等防災ネットワーク」において地域別企業防災研修を県内各地域で開催するなど、企業における防災人材の育成を行っています。
- ・ 地域別企業防災研修は、平成 25 年度以降、目標とする年 5 回ずつを毎年度実施しています。

(13) ボランティア活動支援体制の充実

① 災害時のボランティア受入体制の整備

- ・ 現地ボランティアセンター設置・運営マニュアルについては 22 市町で策定されました。目標としていた県内 29 市町での策定については、平成 29 年度末までには達成できませんでした。
- ・ マニュアル策定市町のうち、14 市町では現地ボランティアセンターの設置・運営訓練が実施されています。

② 災害時のボランティア活動に関する連携強化

- ・ 大規模災害時に、ボランティアや N P O による連携を強化し、被災地・被災者支援の活動が円滑に行えるよう、研修会の開催や訓練等の実施を通じて災害時支援活動団体としての登録を促した結果、「災害時支援活動団体名簿」登載団体数は H24 24 団体 → H29 113 団体となり、平成 29 年度末までに目標とする 120 団体には及びませんでしたが、登載団体は増加しました。

③ 災害時支援活動団体への支援

- ・ 被災者の多様なニーズに対応できる専門性の高い N P O を発掘・育成し、災害の前に迅速に被災者を支援する体制を拡充するために事前協定の締結を進め、協定締結団体は H24 0 団体 → H29 2 団体となりましたが、平成 29 年度末までの目標とする 5 団体には及びませんでした。

(14) 復興体制の整備

① 復旧・復興体制の検討

- ・ 大規模災害後の復興に向けた事前準備として、平成 27 年度に「三重県復興指針」を策定し、復興プロセスにおいて必要となる対策を明らかにするとともに、それらの手順を整理しました。
- ・ 「災害廃棄物処理計画」について、県計画を策定し、市町計画の策定を支援し、平成 29 年 12 月にすべての市町で策定が完了しました。

- ・ 平成 27 年度に「大規模災害発生時において速やかな策定・公表が求められる『三重県住生活再生計画（仮称）』策定のための事務処理マニュアル」の作成を行いました。
- ・ 中長期的な視点に立った地震津波に強い都市計画について検討し、平成 28 年度に「三重県地震・津波被害の低減に向けた都市計画指針」を策定しました。

1 検証結果から見えてきた課題

県内の防災・減災対策の検証結果をふまえ、「三重県防災・減災対策行動計画」で取り組むべき課題について、以下のとおり整理した。

1 取組が進んでおらず、効果的な取組を検討し進捗を図る必要があるもの

【地域における防災力の向上】

(1) 県民の防災行動の促進

- ・啓発と、耐震改修にかかる経費負担の軽減による住宅耐震化の促進
- ・積極的な啓発と、家具固定にかかる手間を軽減して家庭における耐震対策の取組を促進

(2) 防災人材の活用

- ・現場経験や地域との顔の見える関係を構築する機会を設け、育成した防災人材のスキルアップを促進
- ・自主防災組織活動の継続性とレベルアップを図るため、自主防災組織リーダーをサポートする体制を構築
- ・消防団と自主防災組織の連携の取組の促進

(3) 災害時に配慮をする人々の対策

- ・避難行動要支援者の支援に対するノウハウを蓄積し、地域における支援体制の整備を促進
- ・女性や外国人など多様な避難者に配慮した避難所ごとの運営マニュアル作成を促進
- ・市町による車中泊等避難所外避難者支援対策の促進

(4) 地域の災害特性に応じた避難計画(地区防災計画)作成の促進

- ・「Myまっふラン」等を活用した住民・地域の津波避難計画づくりの促進
- ・想定最大規模の洪水浸水予測ハザードマップ作成と、地域における洪水避難計画作成の促進
- ・土砂災害警戒区域等の指定と、地域における土砂災害避難計画作成の促進
- ・地域における地区防災計画作成の促進

2 取組は計画的に進んでいるが、対応すべき課題のあるもの

【県・市町の災害対策活動の強化】

(5) 市町によるみえ防災・減災センターの活用

- ・解決困難な課題の検討などにおいて、市町におけるみえ防災・減災センター機能の活用を促進

(6) 市町への三重県版タイムラインの展開

- ・市町におけるタイムラインの策定やタイムラインの考え方を取り入れた防災対策の導入促進

(7) 市町の受援体制の整備(物資、ボランティア、応援職員)

- ・各避難所までの物資輸送体制、現地のボランティアの受入体制、全国からの応援職員の受入体制など、市町の受援体制の整備を促進

(8) 県北部海拔ゼロメートル地帯における市町の広域避難体制の構築

- ・県北部海拔ゼロメートル地帯における広域避難の具体的な体制の検討促進

(9) 災害対策活動におけるICT等の活用

- ・「三重県防災情報プラットフォーム」の運用や機能の改善
- ・国における「災害情報ハブ」等、ICTを活用した災害対策活動効率化の仕組みの活用検討
- ・「DONETを活用した津波予測・伝達システム」の南部展開促進および伊勢湾岸地域への導入検討

(10) 災害医療機能の強化

- ・災害医療の拠点となる施設の耐震化促進
- ・災害医療コーディネーターの資質向上と災害医療ネットワークの構築の促進

(11) 防災関係機関とのさらなる連携

- ・気象台、自衛隊等防災関係機関とのさらなる連携の強化

(12) 「大規模地震対策特別措置法」の見直しへの対応

- ・国において検討が進められている「大規模地震対策特別措置法」の見直しについて、動向を注視し、県の体制に適切に反映

(13) 重要施設の非構造部材の耐震化

- ・公立小中学校、県立学校における非構造部材の耐震化促進

【様々な主体による防災力の向上】

(14) 防災教育の推進と学校、地域の連携

- ・防災ノート等の活用による防災教育の推進
- ・学校防災リーダーの養成
- ・学校と地域、家庭との連携を一層促進

(15) 福祉避難所の運営および要配慮者施設の避難体制の確保

- ・福祉避難所運営マニュアルの作成促進
- ・福祉避難所の運営の核となる人材確保
- ・要配慮者利用施設における避難確保計画の整備

(16) 観光客支援対策

- ・観光防災の取組の県内全域への水平展開

(17) 内陸直下型地震への対応

- ・県内活断層の県民への周知促進

【災害に強いまちづくり(ハード整備の推進)】

(18) 緊急輸送道路等の確保対策

- ・ミッシングリンクの解消の促進
- ・緊急輸送道路に指定されている県管理道路の機能確保

(19) 洪水防止対策、海岸保全対策、土砂災害対策の推進

- ・河川整備の促進
- ・河川堆積土砂撤去の推進
- ・海岸保全施設の整備促進
- ・土砂災害防止施設の整備促進
- ・治山ダムや土留工の整備による山地災害防止対策の推進
- ・「みえ森と緑の県民税」を活用した災害に強い森林づくりの推進

三重県防災・減災対策行動計画の概要について(2/4)

2 計画の基本的な考え方

1 計画策定の目的

(1) 計画の位置づけ

本計画は、「三重県防災対策推進条例」に基づく事業計画であり、「三重県地域防災計画」を推進するための行動計画である。

(2) 目的

本計画は、「三重県新地震・津波対策行動計画」および「三重県新風水害対策行動計画」の理念を継承し、総合的な観点から三重県のこれから防災・減災対策の方向性と道筋を示す計画とする。

本計画をもとに、「自助」、「共助」、「公助」の力を結集して、災害に強い三重づくりを進めよう。

2 防災の日常化

(1) 「防災の日常化」の考え方

防災が特別なものではなく、日常生活の中に溶け込み、県民の災害対応力がいつの間にか養われている状態をめざし、三重県では「防災の日常化」の定着を図るための取組を進める。

(2) それぞれの取組主体に期待される役割

計画の推進にあたっては、県だけでなく、市町や防災関係機関等も含めた「公助」の取組のほか、県民や地域、事業者の「自助」、「共助」の取組が不可欠であるため、それぞれの取組主体が自らの役割を担い、バランスを取りながら力を結集して、「防災の日常化」をめざす。

3 計画の基本事項

1 施策体系

「三重県地域防災計画」に掲げる対策を推進するため、「三重県地域防災計画」の部・章・節の構成を取り入れた形で、【施策の柱】、【施策項目】、【施策小項目】からなる「政策体系」を定める。

なお、これら「施策体系」に沿った具体的な行動を、本計画では「行動項目」として掲げる。

また、計画期間中に特に注力すべき対策を「重点的取組」として設定するとともに、これに寄与する行動項目を「重点行動項目」として選択する。

2 計画期間

5年間(2018年度～2022年度)

3 進行管理

本計画の実効性を確保するため、それぞれの行動項目に主担当部と目標を定め、計画的な推進を図る。全体の進捗状況については、防災対策部でとりまとめ、毎年度公表するとともに、三重県防災対策会議などで進行管理を行う。

なお、2019年度は「みえ県民力ビジョン・第二次行動計画」の最終年度にあたることから、これに合わせて本計画の中間評価を実施し、今後の施策の進め方について必要な見直しを図る。

4 課題解決に向けた重点的取組

近年の災害事例や県内の防災・減災対策における課題などをふまえ、本県が取り組むべき対策を、7つの「重点的取組」として設定するとともに、それらの「取組」を進めていくうえで必要と考えられる行動項目を、第8章から選択して、69項目からなる「重点行動項目」として選定。計画期間中、これらの対策を特に強力に進めていく。

(重点的取組1)

県民の防災活動をさらに促進する

(重点的取組2)

育成してきた防災人材の地域での活用や地域防災力の核となる組織の取組のさらなる活性化を進める

(重点的取組3)

各地域において、避難行動要支援者への支援や避難者の多様性への配慮をする対策を進める

(重点的取組4)

近年の甚大な災害をふまえ、津波、土砂災害、洪水など地域の災害特性に応じた地域の避難対策を進める

(重点的取組5)

県・市町の災害対策活動をさらに強化する

(重点的取組6)

様々な主体による防災力をさらに向上する

(重点的取組7)

災害に強いまちづくり（ハード整備）を進める

5 行動計画

計画期間内に具体的な対策を実行・展開していくための行動項目を、取組内容の進捗を把握するための目標項目や数値目標などを掲げて示している。

本計画では、「施策体系」に基づく具体的な行動を、179項目の「行動項目」として掲げる。

災害予防・減災対策

発災前の直前対策および発災後対策

復旧・復興対策

三重県防災・減災対策行動計画の概要について(3/4)

課題解決に向けた重点的取組の内容(1)

重点的取組1

県民の防災活動をさらに促進する

(1) 県民による耐震対策の促進

【重点行動項目】

- ◇住宅耐震化の促進
- ◇家具固定、転倒防止対策の促進（見直し）
 - ～住宅耐震化の戸別訪問と連携した啓発～

【重点行動項目の実施にともなう成果】

- ・耐震基準を満たした住宅の割合
- ・県民の家具固定・転倒防止対策により安全が図られた割合

(2) 県民による防災情報等の理解促進

【重点行動項目】

- ◇防災啓発の推進（見直し）
- ◇「みえ防災・減災アーカイブ」の活用促進（見直し）
 - ～児童館等で次世代に対する啓発～

【重点行動項目の実施にともなう成果】

- ・津波浸水予測図を確認したことのある津波危険地域内の県民の割合
- ・地域の風水害の危険性について認識していない県民の割合
- ・自宅周辺の避難場所および避難所を知っている県民の割合

重点的取組2

育成してきた防災人材の地域での活用や地域防災力の核となる組織の取組のさらなる活性化を進める

(1) 自主防災組織活動の活性化

【重点行動項目】

- ◇自主防災組織に対する活動支援の推進（見直し）
 - ～県・市町・みえ防災・減災センターが一体になり活動促進～
- ◇実践的な活動ができる自主防災組織リーダーづくり

【重点行動項目の実施にともなう成果】

- ・地域の防災活動に参加した県民の割合
- ・自主防災組織が活発に活動していると感じる県民の割合

(2) 防災人材の活用

【重点行動項目】

- ◇みえ防災・減災センターによる防災人材等リソースの活用
- ◇防災人材の育成・活動支援（見直し）
 - ～センターの積極的な支援による人材育成～

【重点行動項目の実施にともなう成果】

- ・みえ防災・減災センターが育成した防災人材が活動した件数

(3) 消防団と自主防災組織の連携

【重点行動項目】

- ◇消防団と自主防災組織の連携強化に向けた実践的な取組の促進（見直し）
 - ～南海トラフ地震を想定した地域住民の救助にかかる連携促進～
- ◇地域防災力の中核を担う消防団の充実・強化（機能別消防団員の確保）（新規）

【重点行動項目の実施にともなう成果】

- ・消防団と連携した活動を行う自主防災組織数

重点的取組3

各地域において、避難行動要支援者への支援や避難者の多様性への配慮をする対策を進める

(1) 地域における避難行動要支援者対策の促進

【重点行動項目】

- ◇避難行動要支援者の個別支援計画作成の促進（見直し）
 - ～県・市町・みえ防災・減災センターが一体となり計画作成支援～
- ◇災害時における障がい者の障がい特性についての理解を促進させる研修の実施

【重点行動項目の実施にともなう成果】

- ・避難行動要支援者個別支援計画を作成した自主防災組織数

(2) 避難者の多様性に配慮した避難所運営

【重点行動項目】

- ◇避難所外避難者対策や要配慮者への配慮、女性の視点等を取り入れた
三重県避難所運営マニュアル策定指針の活用促進（見直し）
 - ～熊本地震をふまえた車中泊対策の促進～
- ◇女性防災人材の育成

【重点行動項目の実施にともなう成果】

- ・車中泊等避難所外避難者対策や、要配慮者への配慮、女性の視点等を取り入れた避難所運営マニュアルを作成した避難所数

重点的取組4

近年の甚大な災害をふまえ、津波、土砂災害、洪水など地域の災害特性に応じた地域の避難対策を進める

(1) 津波避難対策の促進

【重点行動項目】

- ◇津波避難にかかる地区防災計画の作成促進（新規）
- ◇「Myまっぷラン」の取組の促進

【重点行動項目の実施にともなう成果】

- ・津波避難にかかる地区防災計画を作成した地域数

(2) 洪水時の避難対策の促進

【重点行動項目】

- ◇洪水避難にかかる地区防災計画の作成促進（新規）
- ◇迅速な避難に資する情報提供の推進（河川浸水想定区域図の作成、水位情報の提供）
- ◇迅速な避難に資する情報提供の推進（危機管理型水位計の設置）（新規）
- ◇迅速な避難に資する情報提供の推進（高潮浸水想定区域図の作成、潮位情報の提供）（新規）

【重点行動項目の実施にともなう成果】

- ・洪水避難にかかる地区防災計画を作成した地域数

(3) 土砂災害時の避難対策の促進

【重点行動項目】

- ◇土砂災害にかかる地区防災計画の作成促進（新規）
- ◇土砂災害対策の推進（土砂災害警戒区域の指定）

【重点行動項目の実施にともなう成果】

- ・土砂災害にかかる地区防災計画を作成した地域数

三重県防災・減災対策行動計画の概要について(4/4)

重点的取組5

県・市町の災害対策活動をさらに強化する

(1) 市町への三重県版タイムラインの展開

【重点行動項目】

- ◇市町タイムラインの策定促進（新規）
- ◇地方部タイムラインの策定（新規）

【重点行動項目の実施にともなう成果】

- ・三重県版タイムラインと連動したタイムラインを策定した市町数

(2) 市町の受援体制の整備（物資、応援職員、ボランティア）

【重点行動項目】

- ◇支援物資にかかる市町受援体制の整備促進（新規）
- ◇自治体応援職員にかかる市町受援体制の整備促進（新規）
- ◇ボランティアにかかる市町受援体制の整備促進（新規）
- ◇災害時支援活動団体への支援

【重点行動項目の実施にともなう成果】

- ・市町受援計画が整備された市町数

(3) 県北部海抜ゼロメートル地帯等における市町の広域避難体制の構築

【重点行動項目】

- ◇海抜ゼロメートル地帯等における広域避難体制の検討（見直し）
～広域避難実施要領の充実と検討のための訓練の実施～

【重点行動項目の実施にともなう成果】

- ・広域避難実施要領の改善を図った回数

(4) 災害対策活動におけるICT等の活用

【重点行動項目】

- ◇防災情報プラットフォームの活用促進（操作習熟度の向上）（見直し）
- ◇防災情報プラットフォームの活用促進（災害対策活動の効率化）
(見直し)
- ◇ICTを活用した多様な手段による分かりやすい県民等への情報提供
(見直し)
～運用を開始したシステムの機能改善や職員の習熟度アップ～

課題解決に向けた重点的取組内容(2)

(8) 重要施設の非構造部材の耐震化

【重点行動項目】

- ◇県立学校の屋内運動場等の天井等落下防止対策の推進
- ◇公立小中学校の屋内運動場等の天井等落下防止対策の促進

【重点行動項目の実施にともなう成果】

- ・県立学校の屋内運動場等の天井等落下防止対策の未完了数
- ・公立小中学校の屋内運動場等の天井等落下防止対策の未完了数

(9) 災害救助法、被災者生活再建支援法業務への対応力向上

【重点行動項目】

- ◇災害救助法への対応力向上（新規）
- ◇被災者生活再建支援法への対応力向上（新規）

【重点行動項目の実施にともなう成果】

- ・災害救助法にかかる研修会の受講人数
- ・被災者生活再建支援法にかかる研修会の受講人数

(10) 被災建築物応急危険度判定士等の確保

【重点行動項目】

- ◇被災建築物応急危険度判定士の養成
- ◇被災宅地危険度判定士の養成
- ◇住家被害認定調査員の養成（新規）

【重点行動項目の実施にともなう成果】

- ・被災建築物応急危険度判定士の登録者数
- ・被災宅地危険度判定士の登録者数
- ・住家被害認定調査が可能な職員の登録者数

重点的取組6

様々な主体による防災力をさらに向上する

(1) 防災教育の推進と学校、家庭、地域の連携

【重点行動項目】

- ◇防災ノート等の活用による防災教育の推進
- ◇学校防災リーダーの養成
- ◇防災に関する学校と家庭・地域との連携の促進（見直し）
～地域との連携だけでなく家庭との連携の促進～
- ◇教職員研修の充実

【重点行動項目の実施にともなう成果】

- ・防災教育をもとに家庭で防災対策について話し合ったことがある県民の割合

(2) 福祉避難所の運営および要配慮者施設の避難体制の確保

【重点行動項目】

- ◇災害時福祉支援リーダーの養成（新規）
- ◇福祉避難所運営マニュアルの作成促進（新規）
- ◇福祉避難所の確保・周知（見直し）
～福祉避難所確保に加え周知も促進～
- ◇要配慮者利用施設における「避難確保計画」作成の促進（新規）

【重点行動項目の実施にともなう成果】

- ・福祉避難所の運営体制が確立された率
- ・要配慮者利用施設における「避難確保計画」を作成した施設数

(3) 観光客支援対策

【重点行動項目】

- ◇観光関係者に向けた観光防災の取組事例の共有（新規）
- ◇観光地の防災対策にかかる人材育成および課題検討の場づくり（見直し）
～取組を継続させるために人材育成と課題の検討、訓練による検証を一連の取組として実施～
- ◇観光客への対応を想定した訓練の実施

【重点行動項目の実施にともなう成果】

- ・観光防災に取り組む市町数

(4) 内陸直下型地震への対応

【重点行動項目】

- ◇内陸直下型地震にかかる防災啓発の推進（新規）

【重点行動項目の実施にともなう成果】

- ・自宅周辺の内陸直下型地震の危険性について理解している県民の割合

重点的取組7

災害に強いまちづくり（ハード整備）を進める

(1) 緊急輸送道路等の確保対策

【重点行動項目】

- ◇高規格幹線道路の整備促進（見直し）
- ◇緊急輸送道路の機能確保（見直し）
～緊急輸送道路の整備から維持管理体制の構築～

【重点行動項目の実施にともなう成果】

- ・高規格幹線道路の整備率（供用率）
- ・緊急輸送道路上の橋梁のうち良好な状態である橋梁の割合

(2) 洪水防止対策の推進

【重点行動項目】

- ◇洪水防止対策の推進（河川・ダムの整備）
- ◇洪水防止対策の推進（河川堆積土砂の撤去）
- ◇基幹的農業水利施設の耐震対策および長寿命化（新規）

【重点行動項目の実施にともなう成果】

- ・自然災害への対策が講じられている人家数

(3) 海岸保全対策の推進

【重点行動項目】

- ◇海岸保全対策の推進（海岸堤防等の整備）

【重点行動項目の実施にともなう成果】

- ・自然災害への対策が講じられている人家数

(4) 土砂災害対策の推進

【重点行動項目】

- ◇土砂災害防止施設の整備の推進

◇治山対策の推進

◇災害に強い森林づくりの推進

◇農業用ため池の決壊を防止する耐震対策（新規）

【重点行動項目の実施にともなう成果】

- ・自然災害への対策が講じられている人家数